

産業構造審議会知的財産分科会

第 53 回特許制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

目 次

1、開 会	1
2、議 事	
1. A I 技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応について	2
2. 知的財産の侵害抑止へ向けた取組について.....	17
3. 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護に ついて	27
3、閉 会	37

開会

○田岡総務課長 それでは、定刻より少し前倒してございますけれども、予定の皆様お集まりですので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第53回特許制度小委員会を開会させていただきます。

本日は御多忙の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本日の議事進行につきましては、玉井委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

議事に移ります前に、委員の出欠状況及び定足数等についての御説明を事務局からお願いいたします。

○田岡総務課長 委員の皆様の出欠状況につきまして、本日は、会議室にお越しいただいております玉井委員長、今村委員、井本委員、木元委員、工藤委員、相良委員、杉村委員、中尾委員、中畑委員、松山委員に加えまして、オンラインにて石井委員、杉山委員、橋本委員、山中委員が御出席いただいております。また、田村委員におかれましては、本日は途中からオンラインにて御出席いただく予定でございます。また、中島委員におかれましては、本日は御都合により御欠席でございます。

本日は、16名の委員のうち途中参加予定の委員も含め15名が御出席ですので、産業構造審議会運営規程に基づき、本日の委員会は成立となります。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。タブレットに収納させていただいておりますけれども、議事次第・配布資料一覧、委員名簿、資料1「特許制度に関する検討課題について」の3種類でございます。タブレットの使い方につきましてお困りの場合は、お席で挙手いただくなど合図していただければ、担当の者が対応いたします。

また、質疑等におきまして御発言いただく場合ですけれども、会議室にいらっしゃる方は、前回に続きまして、手を挙げていただきまして、指名されましたら、卓上マイクをオンにして御発言ください。オンラインで御出席の皆様におかれましては、挙手ボタンにて御発言希望の旨、お知らせください。指名されましたら、マイクをオンにして御発言いただきますよう、お願いいたします。

続きまして、議事の公開でございますけれども、本小委員会では、プレスの傍聴につい

ては、会場、ウェブ傍聴を可能としており、一般傍聴については、ウェブ傍聴に限って可能としております。また、配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。

事務局からは以上となります。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

議事

1. AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応について

○玉井委員長 それでは、議事に入ります。

まず、AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応につきまして、事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いします。

○田岡総務課長 それでは、資料1、特許制度に関する検討課題につきまして、まず1ページより、AI技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応について御説明いたします。

右下2ページをお願いいたします。これまでの経緯と今後の進め方でございますが、AIの技術発展は著しく、ノーベル賞を含め、その利活用が注目されており、本年2月にはAI法案が国会に提出され、現在審議中でございます。

また、AIと知的財産権に関しては、政府全体としても検討を進展させております。

特許法に規定する発明者は自然人に限られるとするダバス判決、知財高裁判決が本年1月に出されるなど動きがある中、本小委員会において検討の論点をお示ししたところ、おおむね網羅的、包括的であるという御意見をいただきました。また、発明該当性、発明者認定、引用発明適格性の論点に問題意識が示されるとともに、新規性・進歩性、記載要件の変化及び審査の質の観点、また技術発展の早さを踏まえて迅速な議論が重要である、今後の状況に応じて論点の追加等が起こるなど、御意見をいただきました。

右下3ページをお願いいたします。本日は、①前回の本小委員会での主な御意見に対する対応の方向性、②発明創作過程におけるAIの関与の程度について、③論点の整理及び各論点の分析を御説明させていただき、御意見をいただければと存じます。

4ページをお願いいたします。前回小委員会においていただいた主な御意見は記載のとおりでございます。次のページ以降で1つずつ御説明をさせていただきます。

右下5ページをお願いいたします。1つ目ですが、先使用権に関しても検討すべきではないかという御意見についてです。

対応の方向性ですが、先使用権は、特許出願の内容を知らずに自ら発明をした者が、別の者による特許出願の際に、先にその発明を利用し事業を行っている場合は、その特許出願に係る特許権について実施する権利を有するものです。先使用権を有するには、出願者の特許出願以前から、独立して同一内容の発明を完成させること、これが要件の1つであると解されるところ、A I が自律的に創作した発明を対象とすべきかどうか問題となり得ます。この点を含め、特許法の関連規定への影響など、検討項目に含めてはどうかと考えております。

6 ページをお願いいたします。2 つ目として、人が A I を利用した際に、発明は完成しているが発明者が不在となる場合について検討すべきではないかの御意見がございました。

対応の方向性ですが、現行の特許法では、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者を発明者としていると解されます。A I 技術が進展し、発明の創作過程への人の関与が減少したとき、人が関与してはいるが、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者が存在しない場合も、今後出てくることが考えられます。特許法の目的は、発明を奨励し、産業の発達に寄与することであるところ、発明は完成しているが発明者は不在となり特許権が付与されない状況が適切か、法目的との関係での整理について、発明者の論点にこの観点も含めたらどうかと考えております。

7 ページをお願いいたします。3 つ目ですが、A I 開発者への権利付与の在り方、共同発明の在り方について、発明者の論点に含めて検討すべきではないかの御意見についてです。

対応の方向性ですが、内閣府知財事務局の委員会においても、類似の問題提起が行われており、利用した A I の開発者、例えば、学習データの選択やファインチューニングを行った者や、利用者、プロンプトを入力した者など、発明の効果を確認した者、これらの者が発明者に含まれるかどうか、含まれるとすると、その類型や判断手段の検討が必要ではないかの議論がございます。本小委員会では、これらも発明者の論点に含めたらどうかと考えております。

8 ページをお願いいたします。4 つ目ですが、A I 技術や A I 発明をどう定義するかの議論の前提が必要ではないかの御意見についてです。

対応の方向性です。国会で審議中の A I 法案において、人工知能関連技術とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するため

に必要な技術等とされております。また、ダバス事件の知財高裁判決では、A I 発明につき、留保の上で、人工知能、A I が自律的にした発明という定義を用いております。議論の前提となるA I 技術やA I 発明の態様は、各論点により異なると想定されており、共通理解の醸成を期すべく、後ほど御説明させていただきますが、A I の関与の程度と段階のイメージを提示したいと考えております。

右下9ページをお願いいたします。5つ目、産業の発展を妨げないような法制度、ルールを整備すべきではないか、また、6つ目、国際的調和に配慮し検討すべきではないかとの御意見がございました。

対応の方向性ですが、特許庁においては、この2年間に続き、本年度もA I に関連する調査研究を実施し、産業の発展に資する制度を検討するための情報収集を継続してまいります。加えて、国際調和も重要な観点であり、情報収集を行い、審議に資する情報提供を行い、バランスある検討が進むようにしたいと考えております。

10ページをお願いいたします。発明創作過程におけるA I の関与程度について整理いたしました。

前回の委員の御指摘や調査研究を踏まえ、議論の前提となるA I 技術やA I 発明の態様は、各論点により異なると想定されます。

下の表を御覧いただきたいのですが、A I の関与程度を、（1）人のみによる発明、（2）人が大部分を創作した発明、（3）A I が大部分を創作した発明、（4）（いわゆる）A I 自律発明と4つに大別いたしました。A I の関与の割合がそれぞれ、0%、20%、80%、100%としております。4つぐらいに大別して、それぞれの発明ではA I と人の役割分担はどのようになりそうかという点についてイメージを共有できればとの趣旨で、次のページ以降、まとめてございます。

それでは、11ページをお願いいたします。発明創作過程におけるA I の関与程度を4段階に整理するに当たり、特許庁においてこの2年間に実施した審査実務の観点を含むA I に関する調査研究を活用しました。加えて、A I 技術の技術水準を把握するために、研究機関へのヒアリング等も実施いたしました。

それでは、12ページをお願いいたします。ここからは、仮想事例として、寒冷地用接着剤の発明のケースを想定し、A I の関与の程度の4段階に応じてどうなるかをイメージできる絵を用意いたしました。発明の工程として、願望・ニーズの把握、課題の着想、解決手段の発案・設計、候補選別・試作、性能評価、発明完成という工程ごとに、人とA I が

どのような役割をそれぞれ果たすことになるのかを示してみました。

本ページは、（１）人のみによる発明のケースですが、ＡＩを用いずに全ての工程を人が実施し、人手による膨大な実験を経て発明が完成される様子を示しております。

それでは、13ページをお願いいたします。こちらは、（２）人が大部分を創作した発明、ＡＩ20%のケースです。

各工程でＡＩをツールとして、例えばアイデア出しの壁打ち、シミュレーションの高速化、実験データの解析、原材料の組合せ候補の生成、材料特性の予測等に使われていますが、発明完成に至るまでの全ての工程において、人が大部分に関与している状況を示しております。

それでは、14ページをお願いいたします。こちらは、（３）ＡＩが大部分を創作した発明、ＡＩ80%のケースです。

願望・ニーズの工程は人が中心ではありますが、課題の着想や解決手段の発案・設計、候補選別・試作、性能評価の各工程のところでは、接着剤作成特化型ＡＩも活用しながら、そのプロセスのほとんどをＡＩに行わせ、人はＡＩの開発やＡＩの出力結果のチェックや微調整などを実施するという役割分担を担うことになります。調査研究等を踏まえると、近い将来に、この段階に到達する可能性があります。

15ページをお願いいたします。最後に（４）（いわゆる）ＡＩ自律発明、ＡＩ100%のケースです。

ニーズの把握、課題の着想から性能評価まで、全ての工程をＡＩが実施する状況です。調査研究等を踏まえると、この段階の実現は遠い将来であり、足下の実現可能性は低いと想定されております。

16ページをお願いいたします。参考として、昨年度、調査研究におけるＡＩ自律発明の実現可能性に係る主な御意見を掲載しております。中長期的には実現可能である、また長期的にも実現困難であると、御意見は分かれております。詳細は割愛させていただきます。

17ページをお願いいたします。御意見を踏まえての論点と具体的な検討事項の整理です。前回の本小委員会でいただいた委員の御意見も踏まえて、先使用権に係る論点を追加した6つの論点及び検討事項について、番号を付しました。

18ページをお願いいたします。論点の評価に当たっての観点として、3つ挙げさせていただきました。1つ目が、技術的観点も含め近い将来における顕在化が想定される問題か、2つ目として、特許権者または第三者の立場から検討のニーズがあるか、3つ目として、

国内外での諸情勢を踏まえて検討すべきかというものです。次のページ以降で、各論点について、3つの観点から評価を行いました。

19ページをお願いいたします。まず①発明該当性についてです。

具体的な検討事項ですが、①―1、人がA Iを利用して生成した発明は、特許法に規定する発明に該当するか。①―2、A I発明についてはどうか。

これに関連する現行の制度ですが、特許法第2条で、発明を、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものと定義されております。人がコンピュータ等を道具として用い生成した発明でも、特許法上の発明に該当しますが、A Iが完全に自律的にした発明は自然人が関与しないことから、特許法に規定する発明に該当しないと解されます。

これに対して、左下の枠ですが、近い将来における顕在化、また、特許権者等の立場からの検討のニーズに関連して、化学分野では、A Iの導入により化合物の設計をA Iが担いつつあるなど、技術分野によってA I利活用が進んでいるといった御意見、また、A Iによる自律的な発明については、いまだ不可能だ、特許保護する必要性が乏しい等の意見も見られました。

右下の枠ですが、国内外の諸情勢に関して、ダバス事件では、特許法第2条第1項の文言上、発明は自然人により生み出されたものに限定されていない旨が、当事者の一方により主張されております。また、アメリカのA Iの関連ガイダンスでも、発明者及び共同発明者は、自然人でなければいけないとした上で、自然人が発明の創作にA Iを使用したからといって、発明者としての寄与が否定されるわけではないとしております。

20ページをお願いいたします。これらを踏まえて、発明該当性という課題に対して、3つの観点からの評価は、いずれも○ということで、検討を進める必要性は高いのではないかと評価をさせていただきました。

それでは、21ページをお願いいたします。次に、②発明者についてです。

具体的な検討事項ですけれども、②―1として、A Iを利用して生成した発明者の認定は、従前と同様でよいか。②―2、人の関与があるが発明者が存在しないという事態が生じ得る場合、当該発明は特許法で保護されるか。権利の帰属主体は誰かという点を課題として挙げております。

関連する現行の制度ですが、発明者の定義については明文規定はなく、裁判例の蓄積により、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者が発明者たり得ると解されております。

左下の枠でございますけれども、近い将来における顕在化、特許権者等の立場からのニーズに関しては、研究機関等では、人間が介在しない開発の試行が既にされていること。また、着想や課題提起に関与しただけでも自然人の発明者を認めてもよいのではないかと、御意見、技術分野により発明者の認定基準は異なり得るという御意見もございました。

次に、右下の枠でございますが、国内外の諸情勢の関連では、ダバス事件とも関連し、A I による生成物は発明と認められない、A I は発明者と認められない等の理由により、A I による生成物が特許権を取得できない場合にも問題となり得ます。また、米国の A I 関連ガイダンスの中では、A I から特定の解決策を引き出す方法が顕著な貢献となる可能性はあるとしております。また、本論点は内閣府知財事務局の構想委員会でも論点として取り上げられ、高い関心が寄せられております。

22ページをお願いいたします。②発明者につきまして、もう2点ほどの論点がございます。

具体的な検討事項ですが、発明促進等の観点から、②—3、A I 発明に対して、A I を発明者として認めるべきかが課題となる。また、仮に A I を発明者として認めない場合について、②—4、出願する際に発明者を偽り得るところ、いわゆる僭称問題、これは問題か。問題とする場合、どのように対応をするかという点を挙げております。

関連する現行の制度です。ダバス事件で本年1月の知財高裁判決にて、現行の特許法では、権利能力のない存在を発明者とする発明について特許を付与するための手続は定められておらず、そのため、権利能力のない存在を発明者とする発明について、特許法に基づく手続により特許権を付与する余地はない状況と判示されており、そのように解されます。

左下の枠ですが、近い将来に顕在化するか、特許権者等のニーズに関して、まず、ダバス事件については提示された点でもあり、現在でも起こり得ると想定される。また、いわゆる僭称問題に関し、法学者、企業より様々な意見が見られる状況です。

次に、右下の枠ですが、国内外の諸情勢の関連では、ダバス事件において、知財高裁は、A I 発明が社会に及ぼす様々な影響についての広範かつ慎重な議論を踏まえた、立法化のための議論が必要と判示しました。また、米国の A I の関連ガイダンスでは、発明者及び共同発明者は、自然人でなければならないとしております。

23ページをお願いいたします。これらを踏まえて、発明者という課題に対して、3つの考慮要素からの評価は、いずれも○ということで、検討を進める必要性は高いのではないかと評価させていただきました。

続きまして、24ページをお願いいたします。③引用発明適格性についてです。

具体的な検討事項ですが、③―1、A I を利用して生成した資料・論文等は、新規性・進歩性の判断の根拠、引用発明になるか。③―2、引用発明となる認定をするために満たすべき要件や基準が必要となるかという点です。

なお、特許法第2条と第29条では、同一の発明という語を用いているため、第2条の発明の解釈も併せて考慮する必要があります。

関連する現行の制度ですが、特許法第29条は、次に掲げる発明について、新規性・進歩性による拒絶理由の根拠となる対象を定めております。

左下の枠でございますが、近い将来における顕在化、特許権者等のニーズに関連してですが、A I が活用されることで、多量の技術情報が公知となり、特許取得が困難となり得る点への理解が見られました。また、企業からは、もっともらしく記載されたA I の生成物によることが拒絶理由になることに対する懸念、無用な出願競争が生じることを懸念する意見が見られました。

右下の枠ですが、国内外の諸情勢の関連では、現行の審査基準では、審査官は、刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、例えば物の発明について、当業者がその物を作れることが明らかでない場合、当該刊行物に記載された当該発明を、引用発明とすることができない旨の記載があります。

また、特許のみならず、意匠、デザインについても類似の論点があり、並行して意匠制度小委員会で議論していること、アメリカ特許商標庁は、米国特許法において、先行技術の判断に関して、自然人によるものであることを求めているかなどに関して、昨年意見募集を実施したなどの動きがございます。

25ページをお願いいたします。これらを踏まえてですが、引用発明適格性という課題に対して、3つの考慮要素からの評価は、いずれも○ということで、検討を進める必要性は高いのではないかと評価させていただきました。

26ページをお願いいたします。次に、④新規性・進歩性についてです。

具体的な検討事項ですが、④―1、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者、いわゆる当業者の考え方に影響があるか。当業者が用いる通常の技術的手段にA I の利活用を含めることを肯定することなどが考えられます。④―2として、公知の考え方に影響があるか。A I によって出力された生成物は、どの時点で公知とすべきか。また、それは従前の公知の認定から変化があるかといった点です。

関連する現行の制度ですが、現行の特許実務では、先ほど触れました当業者という概念が用いられております。ただ、当業者がA I を利活用し、どのような知識を得るかは明確には定義されておられません。

左下の枠ですけれども、近い将来における顕在化、特許権者等のニーズに関しては、A I を当業者が使う技術的手段とすることを否定しない意見が複数見られました。また、A I により出力された生成物の公知の時点については、複数の異なる意見が見られました。これらの観点について、法的に何かを変える必要はないのではないかとする意見や、公知の時点確定の手段の困難性を指摘する意見が見られました。特許権者等の検討ニーズは、現状においては必ずしも高くないのではないかと思います。

右下の枠ですが、国内外の諸情勢の関連では、米国特許商標庁でも当業者に関して、特定の技術分野で利用される一般的なA I ツールを特定すべきか等の意見募集を昨年実施いたしました。また、昨年度、特許庁が、アメリカ、ドイツ、イギリス、欧州、中国、韓国の有識者向けに実施したアンケートでは、複数の対象国・地域で、A I の利活用により、当業者の水準が高くなる趣旨の回答が見られました。また、A I の生成物が公知となる時点は、対象国・地域により差異が見られました。ほかの論点に比べると、検討の活動は、現状においては活発的ではないのではないかと評価しております。

27ページをお願いいたします。これらを踏まえて、新規性・進歩性という課題に対して、3つの考慮要素からの評価ですが、近い将来における顕在化ニーズは○である一方、権利者、第三者の立場からのニーズ、国内外の情勢に関連しては、いずれも△という評価とさせていただきます。

それでは、28ページをお願いいたします。⑤記載要件についてです。

具体的な検討事項ですが、A I の出力結果のみによる明細書記載で、その記載に実験などの検証結果が記載されていない場合は、出願人が意図したか否かにかかわらず、その記載に虚偽の情報が含まれる可能性もあり、⑤―1、記載を求める事項や程度を変更すべきか。例えば、実施可能要件やサポート要件を担保する観点から、使用したA I の詳細、A I の予測精度、アルゴリズムの特性などを出願書類に記載するという対策が考えられます。

関連しての現行の制度でございます。現行の特許法では、発明創作過程や出願過程においてA I を利用した場合でも、A I 利用有無等の出願書類への記載を必要とする規定はございません。

左下の枠ですが、近い将来における顕在化、特許権者等のニーズの関連では、制度設計

の方法次第では、適切に記載をした者が不利益を被る可能性が指摘されております。また、自然人の発明者が存在しないのに、ある人を発明者として出願書類に記載するケースに対し、米国のように宣誓制度への言及が見られましたが、日本に取り入れるのは難しいという意見が複数見られました。

右下の枠ですが、国内外の諸情勢に関連して、米国では、記載要件に関し、A I ツールの利用により、記載要件に関する判断が変化し得るか等の観点に関して意見募集を昨年実施しております。また、米国のA Iに関するガイダンスでは、手続において、原則としてA Iの使用を報告する義務はないが、A Iの使用が特許性判断において重要である場合には、A Iの使用を報告する義務があります。例えば、ガイダンスにある不適格事例に該当する場合、自然人が発明に対して顕著な貢献がない場合を指しますが、その旨、報告する必要があります。このように、一部国際的な動きはあるものの、ほかの論点に比べると、現時点では検討は活発とは言えないと評価されます。

29ページをお願いいたします。これらを踏まえて、記載要件という課題に対して、3つの考慮要素からの評価ですが、近い将来における顕在化は○である一方、権利者、第三者の立場からのニーズ、国内外の情勢に関連しては、いずれも△という評価とさせていただきました。

続きまして、30ページをお願いいたします。⑥先使用权についてです。

具体的な検討事項ですが、⑥―1、A Iが自律的に創作した発明を、先使用权の要件が求める独立した同一内容の発明に含めるかどうかという点です。

関連する現行の制度ですが、特許法第79条は先使用权を定めますが、先使用权の認定は、先願者の特許出願以前から独立して同一内容の発明を完成させることが要件の1つであると解されます。

本論点は、今後、特許法第79条のほかに影響が及ぶ条文の有無、制度的措置の要否について検討してまいりたいと考えております。

31ページをお願いいたします。以上の各論点の評価を踏まえて、3つの観点からの評価を改めて一覧にいたしました。これを踏まえて、今後の検討の方向性案として、論点①発明該当性、②発明者、③引用発明適格性については、相対的に早期に検討を行うことが適切ではないかとまとめさせていただいております。

32ページをお願いいたします。以上の今後の検討の方向性案に対しての御意見、今後の検討に当たっての留意すべき点等につきまして、御意見、御指摘等を賜れば幸いです。

事務局からは以上になります。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまのA I技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応に関する事務局からの御説明に関しまして、御意見、御質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

相良委員、お願いいたします。

○相良委員 基本的に、この先、この①、②、③を検討していくという方向性について賛成です。とりわけ、①、②に関しては、A Iの利用はもう本当に進んでおりますので、やはり何らかのガイダンスというのが早急に示されるべきではないかと考えております。

あわせて、④、⑤については、今、必要性はそれほどありませんよという結論になっているようですけれども、①から③の検討と関連してくる面もあるか思いますし、USPTOもいろいろ調査をされているようですので、必ずしも明確に線引きをし過ぎずに、並行して進めていける部分があれば、そのほうが望ましいかと思っております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、井本委員、お願いいたします。

○井本委員 御説明どうもありがとうございました。私も、今回の御提案である①、②、③を優先的に検討するという点に賛成でございます。

その上で、若干コメントさせていただきます。まず、今回の仮想事例は化学系を対象にしております、実験も要するものになっています。こうした事例での検討は非常に重要でよいことと思いますが、やはり分野によってA Iの活用の度合い、特にA I自律発明が発生する見通しは大きく違うのではないかと考えております。特にコンピュータに係る分野の発明では、比較的、A I自律発明が出てきやすいのではないかと考えております。

また、人間であれば複数の人が介在して発明するようなケースについて、複数のA Iがエージェントとしてマルチに連携するケースも今後出てくるとも想定されます。A I自律発明の実現を一旦将来の可能性と考えることはよいと思うのですが、ただ、意外に先ではなく、近日中に発生し得る可能性もあるというところは視野に入れておく必要があると考えております。

ハーモナイゼーションを意識しているというコメントが冒頭にございましたが、特に今回の②の発明者につきましては、国によってやり方が変わると、出願のプロセスがかなり違って来るのではないかと想定しています。特に発明者の論点についてはハーモナイゼー

ションを意識していただくよう、お願いいたします。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。中尾委員、お願いいたします。

○中尾委員 御説明ありがとうございました。私も論点①から③について早期に整理することによって異論はありませんし、賛成の意見です。

1つの例ですけれども、例えば29条ですが、多くの特許法の条文に発明という単語が、いろいろな使われ方をしていると思います。発明該当性の基準では、既存の条文との整合性は留意せざるを得ないのだろうなと思っています。

また、A Iには汎用的なA Iから特殊なA Iまで、連続的にといますか、いろいろなA Iが存在するのだろうと思っています。発明者の基準では、6ページ、7ページに書かれているとおりでと思いますし、A I開発者とA I利用者の中で発明者になり得る人をどのように線引きするのかというのは、大切な論点なのだろうと思っています。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。では、中畑委員、お願いいたします。

○中畑委員 私も、基本的にはこの3つの論点を継続的に整理していくということについては賛成です。その上で、スタートアップ・エコシステムの現場というか視点から、こういう観点も今後の検討に取り込んでいただけるという点で、3点ほどコメントさせていただければと思います。

1点目が、先ほど井本委員もおっしゃっていたように、分野によって具体的には、例えば業務改善系、業務D X系のS a a Sであったりアプリケーションをつくっているところに対して、その会社のあらゆるログ、動画、画像、全部突っ込んで、あるべき機能を考えてくださいというものが、機能自体を自律的に考えさせることができ、その機能自体は特許で保護できるようなものについて出願して、既にその審査が完了してという案件も実際に1件、2件どころではなくてという、やはり分野によってかなり変わってきている。それを、ちょっとここはやっていないですけれども、ログを継続的に読み込み続けて、継続的に機能の開発を提案してください。機能を提案してくださいとなると、これは発明をし続けてくださいという、たった1つのプロンプトで自律的に発明される。データはもちろん入れ続けていかななくてはいけないのですけれども、このようなことも実際に分野によって発生していったります。

それで、2点目として、やはりこのときに実務で問題になるのが、どこからが特許法で保護される発明なのか。要は、どこから弁理士の先生に相談すればいいのですかというようにことにもなってくるので、発明該当性というところがクリアになると、発明性の判断の支援というのもしやすくなるのかなと思いますので、そこも論点を深めていければいいなと思っております。

3つ目が、どこからが発明者というので、やはりスタートアップのエンジニアの方とか経営者の方が、プロンプトを出した人なのか、結果をレビューした人なのか、壁打ちをしていて発明をした人なのかという、A Iに人間のどのような機能を代替させたのか、どういう機能を発揮させたのかということによっても、誰が発明したのかというのは変わってくると思うので、特に複数人で壁打ちしていましたみたいなときに、人間も共同だし、A Iもそこに入ってきてとなると、どこまで発明者に入れるべきなのかというのが、実際、現在は発明者は自然人なのでA Iが入ることはないのですけれども、どこまで書きますかと具体的に質問されることが想定されますので、その辺りも比較的すぐ近くに課題というのは見えてきているのかなと思っております。

なので、継続的に議論していただくというのはとてもありがたいなと思いました。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。では、松山委員、お願いいたします。

○松山委員 ありがとうございます。私も、この①、②、③をまず先に進めるというところで賛成でございます。

①、②は今までも幾つか論点が既に上がっているように、問題になると思いますし、②はいろいろと論点が多いところかなと思っています。今お話もあったように、自然人の中でも、そもそも役割がかなり細かく細分化されていくと思いますので、どの部分を担当した人が、課題を出して、着想して、具体的に、今まで分けていたような基準よりも、もっと細かいような議論が必要になるのかなと思っておりますし、特化型のA Iを開発した人が発明者になるかという話であったり、どこまでが共同発明者かというところなど、問題が多いところだと思っております。なので、論点をいろいろと整理していただけるといいなと思っております。

また、こうやって具体的に共通の認識を持つために、事例を出していただいたのは、大変ありがたいなと思っております。多分、これは手順が割と分かりやすいものを例に挙げてくれているのかなと思っておりまして、他方で、今までも御指摘あったように、技術分

野によってこの分担がいろいろ違ってきたり、流れも違ってきたりで、見えてくる問題も違ってくるのかなと思いますので、どこまで分析するかという問題はあるのですけれども、幾つかの例で検討するということが必要になってくるのかなとは思っております。

①、②は今までも議論になっており、③につきましても、意匠のほうの話と同じでして、一見すると引用発明と思われるような文献が大量に出てくるようになってくるのかなと思っております。やはり何か絞りをかけないと、それら全てが引用発明だとなってくると、本来取るべき特許が取れなくなったりということも出てくるのかなと思っております。それを引用発明の該当性という形で論じていくことは必要になってきていると思いますので、③についてもぜひ議論を進めていただきたいと思いますと思っております。

私からは以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。それでは、杉村委員にお願いしまして、その後、オンラインで、山中委員にお願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。事務局の田岡総務課長におかれましては、非常に御丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございました。

まず、ほかの委員の方々もおっしゃっていましたように、①から③を早期に検討していくという方向性に関しては賛成でございます。

しかし、生成A Iを利用して一度に数千件の出願をするという現状もあるようでございますので、この①から③に続いて、もしくは①から③に加えて、記載要件についても検討を開始していくことが必要ではないかと思っております。

特に使用した生成A Iの開示に関する実施可能要件につきましては、既に生成A Iを活用した実施形態の記載が行われておりますので、現時点においても検討のニーズがあるのではないかと考えております。

次に、発明者性の問題です。昨日の第4回構想委員会におきましても、この資料の7ページに記載されているような、A I開発者に関しての共同発明に関しての議論がございました。現実には、A I開発者とA I利用者の間で契約が結ばれて解決しているというような実状もありますので、このような実情も把握しながら、A I開発者に関する発明者性・共同発明に関しては、今後議論をしていく必要があると思っております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。検討ニーズについての御指摘をいただいたものであろうかと思います。次に、山中委員、いかがでしょうか。

○山中委員 山中です。私も①から③を優先的に検討していくという点では、全く問題なく、賛成させていただきます。

また、他の方も言われたように、ハーモナイズについては産業界は非常に重視しており他の国と違う形にならないような方向にまとめていただけるとありがたいです。

10ページのA I 発明における人の関与については、パーセンテージでは表せない部分があると思いますし、役割についても様々なパターンが出てくると思います。例えば、プロンプトに関していうと、プロンプトを考える「プロンプトエンジニアリング」という言葉が最近出てきていますが、やりたいことをA I が理解できるように変換する職人技のようなものが出てきています。A I を使いこなす場合には発明者、そうではない人の役割分担が当然出てくると思いますので、様々なパターンを考慮していただけると良いと思います。

引用発明の適格性についてですが、現在でも、特許の引用例で見た際に、この発明は技術的におかしいという点で引用例との違いを出す場合があります。同様に、A I で必ずしも正しい技術的な議論がされているかという点、そうではない部分がありますので、全て引用発明として持ってくるということが正しいとは限らないと思います。

ただし、どのような形でも公開されている状況であれば、公知情報になってしまいます。例えばA I がつくったものを特許出願しないまでも、公開してしまった場合では公知文献として捉えられる可能性があります。何かしらのルールを決めていかないと、今後、特許制度の弱体化にもつながる可能性がありますので、引き続き検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。では、今村委員、お願いいたします。

○今村委員 詳細に整理して説明いただきまして、ありがとうございました。

私も、既に多くの委員が賛成されているのと同様に、①から③を相対的に早期に検討するという方向性に賛成します。その上で、私は、引用発明適格性についてちょっと意見を申し述べたいと思います。

資料の24ページの右下に、審査基準を引用していただいております。この審査基準には、ここに記載されていますとおり、物の発明については、刊行物の記載及び本願の出願時の技術常識に基づいて、当業者がその物を作れることが明らかでない場合には、刊行物に記載された発明は引用発明とすることができないという旨の記載がございます。

この点は、化学物質発明に係る特許無効審判等で問題になることがありまして、実際、

出願時の技術常識に基づいて製造方法その他の入手方法を理解する程度の記載がない引用例によって、化学物質発明の新規性は否定できないとする裁判例もございます。

これは、審理対象となる本件発明が新規で有用な化学物質を実際に製造して取得した発明である場合、つまり、実施可能要件を満たすような本件発明である場合には、刊行物に化学物質がいわゆる一行記載として形式的に記載されているだけで、出願時の技術常識を参酌したとしても、当業者がその物質を作れるように記載されていない引用例、つまり引用例のほうが実施可能要件を満たさない、そういった引用例を用いて本件発明の新規性を否定してはならないという趣旨だと個人的には理解しています。

これとは逆に、本件発明が例えば非常に広範な化学物質群をクレームしていて、一部、実際に製造し取得したものではない化合物を含んでいるような場合、つまり実施可能要件を満たさない部分を含んでいるような場合には、同じく実施可能要件を満たさないような引用例、つまり実際に製造できないような化学物質が形式的に記載されているだけの刊行物を用いて、本件発明の実施可能要件を満たさない部分の新規性を否定するというのは、別に許容されてもいいのではないかなと考えています。

つまり、本件発明の開示レベルといいましょうか、レベルに応じて引用例となり得るもののレベルも柔軟に変化させたほうが、妥当な結論を導ける場合もあるのではないかと思います。

A I 発明の場合は、明細書を読んでも恐らく、A I が関与しているのかどうかとか、どの程度関与しているのかどうかというのは分からないことが多いと思いますので、このことは本件発明についてもそうですし、引用発明となり得る特許公報等についても同じだと思うのです。

したがって、仮にA I が自律的に生成した生成物は引用発明とすることができないといったような、一律な整理をしても、実務上、うまく機能するのかなというところには、若干疑義がございます。個人的には、本件発明も先行技術文献もどちらも、もしかしたらA I が自律的に生成した生成物に関する発明、発明とってはいけないのかもしれませんが、そういう技術が書いてあるかもしれないので、結局、本件発明と同レベルの技術が記載された先行技術文献であれば、それは引用例になり得るという整理もあるのかなと思っています。

ただ、これまでほかの委員の皆様もおっしゃっていたように、技術分野によっていろいろ違いがあるということで、私は化学の視点で申し上げているので、もしかしたら違う技

術分野ではちょっと違うという話も出てくるかもしれませんが、化学の視点からの意見として述べさせていただきました。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今日は、事務局からは、いわゆる実験の科学と言われる化学の分野の実例を出していただいております。おそらくバイオなどの分野にも通ずるものがあるかとは思いますが、御指摘いただきましたとおり、ほかの分野ではまた別の考慮が必要であろうかと思えます。今日のところはこの辺りまでとさせていただいてもよろしいでしょうか。

ほかに御意見がないようでしたら、予定の時刻よりも少し早いのですが、この論点につきましては、本日の自由討議は以上とさせていただければと思います。もちろんこの後も何度か機会があるかと思えます。

2. 知的財産の侵害抑止へ向けた取組について

○玉井委員長 それでは、次に、知的財産の侵害抑止へ向けた取組について、事務局から御説明をいただきます。

○田岡総務課長 それでは、33ページ以降、知的財産の侵害抑止へ向けた取組につきまして、資料を御説明させていただきます。

34ページをお願いいたします。政府全体の動きといたしまして、内閣にて開催されている新しい資本主義実現会議にて、中小・小規模企業、スタートアップが保有する知的財産の侵害を抑止するため、知的財産を侵害させないための取組を行うことを掲げられており、まさに直近では、石破総理大臣より、中小・小規模事業者の知的財産の保護を強化する旨の発言がございました。

また、政府全体で、中小企業の価格転嫁対策に取り組んでおります。公正取引委員会及び中小企業庁にて企業取引研究会を開催し、下請代金支払遅延等防止法の改正について議論が行われました。同法案は、今次通常国会へ提出されたところでございます。現在審議中でございます。

また、同研究会では、下請法のみならず、中小企業に知的財産権の不当な侵害が生じているとの問題も提起されました。特に中小企業の目線から、侵害が事前に強く抑止されることが必要であるとの指摘や、知財取引の実態に関する調査、知財侵害抑止に資する指針

の策定及び知財侵害抑止に資する制度の導入を検討すべきとの指摘もあったところです。

その結果、同研究会では、中小企業庁及び公正取引委員会は知財侵害の実態調査を行い、独占禁止法や下請法の指針の見直しにつなげることなどが取りまとめられました。

このとおり、政府全体の課題として知的財産の事前の侵害抑止が挙げられておりますので、特許庁としても取り組むべき課題となっております。

35ページをお願いいたします。特許庁は、権利侵害に対する問題について、かねてより取り組んでおりまして、例えば、令和元年に特許法の改正を行いました。令和元年改正では、損害賠償額の算定方法を見直し、査証制度を導入しております。この法改正等の影響により、損害賠償額は増加傾向が認められる一方で、なおも知財侵害抑止を訴える声がございます。

また、特許庁政策推進懇談会でも、知財侵害の抑止の重要性について認識が共有され、国内外の動向を注視しつつ、知財侵害の抑止の在り方について適時に検討を行うことが適当である旨、取りまとめられております。

そこで、検討の基礎として、日本国内外の動向を把握する必要があるところ、調査研究と中小企業へのヒアリングを実施いたしました。

36ページをお願いいたします。まず、我が国の特許制度の権利侵害の事前抑止に関する実効性を検証するべく、侵害抑止に資すると考えられる制度を調査し、海外についても、アメリカ、イギリス、オーストラリアの制度を同様に調査しました。

調査の結果として、各国制度を比較すると、損害賠償や差止めが主たる抑止の手段となっている点では類似していた一方で、懲罰的損害賠償の有無、特許表示の意義、特許権侵害の刑事罰の有無などが主たる相違点として挙げられたところです。

相違点に関する詳細は、資料に記載させていただいたとおりでございます。

37ページをお願いいたします。ヒアリング調査では、有識者に対して、各国の制度の一覧を示しつつ、侵害抑止制度の実効性及び課題に関して意見を伺いました。

その結果、日本の現行制度について、損害賠償や差止め（仮処分を含む）は侵害抑止に効果的であること、差止めの仮処分や特許表示制度は侵害抑止との関係において課題があること、刑事罰は侵害抑止へ向けた効果に乏しいことなどの見解を得ました。

また、海外の制度について、米国の懲罰的損害賠償や英国のディスクロージャー手続など証拠収集手続の拡充も侵害抑止に資するものではないかとの見解もあったところです。

それでは、38ページをお願いいたします。前述の調査結果を踏まえ、特許権侵害抑止に

資する我が国の課題として３点取りまとめられました。

１点目は、現状の損害賠償制度は侵害抑止効果を欠くこと。２点目は、差止め・仮処分
に時間を要すること。３点目は、特許表示の侵害抑止としての活用が乏しいことです。

39ページをお願いいたします。さらに、特許庁では、調査研究と並行して、中小企業及
び弁理士に対するヒアリング調査を実施し、日本国の特許制度の権利侵害の事前抑止に関
する実効性等について意見を聴取しました。

結果として、損害賠償は検討の余地があること、ただし懲罰的損害賠償ではなく balan
スの取れた制度が望まれること、差止めを含む訴訟提起にはハードルがあること及び特許
表示は活用の余地があることが判明しました。

40ページをお願いいたします。今後の方向性についてでございますが、調査研究におい
て３つの課題について、中小企業へのヒアリング結果も踏まえて、事務局として次の方向
性で考えております。

損害賠償について、懲罰的損害賠償等は、政策推進懇談会で導入の必要性が高まった段
階で改めて検討する方向性が示されましたが、導入の必要性の高まりは見られておりませ
ん。また、理論上の問題や中小企業への負担が大きいため、現実的な対応策とは言い難い
ところです。そこで、実損填補の原則の範囲内においてバランスのある損害賠償制度を目
指して、在り方を検討することが適当ではないかと考えております。

差止め・仮処分について、中小企業は訴訟の提起に負担がある点から、手続を迅速化し
ても、侵害抑止の効果が期待できない可能性があります。そのため、ほかの論点に比して
議論の必要性が劣後するのではないかと考えております。

そこで、特許表示の機能向上であれば、中小企業において特許表示は訴訟と比較すると
対応に要する負担が軽いと言えます。特許表示の活用が広がれば、クリアランス能力に不
安のある企業のクリアランス負担も軽減できる点でも利点があります。特許表示の活用は、
裁判手続を経ない牽制策として現実的であることから、今後集中的に検討を深めるべきで
はないかと考えております。

41ページをお願いいたします。今後の進め方についてでございますが、政府において中
小企業の事前の侵害抑止という課題が重要課題となっており、我々もこれに取り組む必要
があるところです。

昨年度の調査研究を通じて、訴訟提起を要せずに事前に抑止効果が期待できる点から、
特許表示の機能向上に関する検討を集中的に進めるべきではないかと考えております。

事務局としては、今年度においても、中小企業をはじめ国内企業に対する実態調査及びさらなる知見の獲得へ向けた海外制度の調査を実施し、調査及び検討を継続する予定です。

以上を踏まえまして、本日の小委員会では、昨年度調査研究の結果及び今後の方向性に関して御意見をいただきたく存じます。また、今後の検討及び調査を進めるに当たり、留意すべき点がないか御意見をいただけますと幸いです。

知的財産の侵害抑止へ向けた特許表示の活用に関しましては、その方向性について皆様の御賛同がいただけるようでしたら、今後、調査研究を活用するとともに、委員の皆様のお知恵も拝借しながら、方向性の具体化を進めてまいりたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの知的財産の侵害抑止へ向けた取組に関する事務局からの説明に関しまして、御意見、御質問をいただきたいと思います。特に本論点の議論の発端の1つは中小企業、あるいはスタートアップ企業が保有する知的財産の侵害を抑止するために、知的財産を侵害させないための取組を行うという政府の重点政策のようですので、中小企業関係の委員の皆様からは積極的に御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。では、中畑委員、お願いいたします。

○中畑委員 ありがとうございます。特許表示制度の向上については強く賛同させていただきたいと思っております。

スタートアップ企業にとって訴訟する、交渉していくというのは、なかなかリソース的にも難しいというところもあって、そちらにリソースを振るのだったら、やはりプロダクトを磨いてという方に使いたいと思うものなのです。

実際にスタートアップ企業は、投資家からお金を頂いて、投資していただいて、プロダクトをどんどんつくり込んでいくのですけれども、投資家が見るところはやはり一言で言うと将来性なのです。特にシード・アーリーの時期であればあるほど。やはりその将来性というのを何で担保するかというと、人がきらきらしていても、人は辞めてしまうし、プロダクトも未完成ですし、売上げもまだ赤字ですし、そうなってくると、アイデアであったり、それがきちんと知財として保護されているかどうかということも、特に会社のフェーズが初期であれば初期であるほど、その重要性は高いのではないかなと思っています。

ですので、資金調達の資料の中に積極的に特許の説明資料ですとか特許の表示というの

は既にしているところなのです。なので、もう既にやっているところではあるのですけれども、改めてそういうものを大事にしておこうという機運はすごくありがたいなと思っております。

2点ほど、この検討と調査を進めるときに、検討段階でいいので、盛り込んでいただくとありがたいなと思っていることがあります。

1つが、訴訟に代わるという守り的な機能ももちろんなのですが、守りではなく攻めの活用の事例があるのかどうかみたいなのところも、ちょっと調査に盛り込んでいただきたいなと思っております。例えば信頼の構築であったりとか、先ほどマーケティングという言葉がありましたけれども、営業の促進であったり、アライアンスというところで、実際、大企業の方がスタートアップと組むときにそういうところを気にしているのか、していないのか。していないのだとすると、どうすれば気になるのかとか、しているのだとすると、どこが評価されたのかということなども、オープンイノベーションという観点ではスタートアップ側はすごく興味のあるところだなと思っております。守りだけではなく、いわゆる攻めの活用戦略みたいなのところも事例があるとありがたいというのが1点です。

2点目が、これはちょっと仕組みが必要かなというところで、表示の内容の質というのと信頼性みたいなのところは一定担保したほうがいいなと思っております。どういうことかという、今のスタートアップで特許の表示をするようになりましてと申し上げたのですが、特許出願中というだけの記載ですとか、特許取得済みという記載ですとか、混在しているのです。結構曖昧で誤解を生むような表示も少なくないので、本当はこちら側が気をつけなくてはいけないところではあるのですが、例えば表示の内容の記述のガイドラインですとか、何を表示すべきなのかというところとか、もしあればその表示の支援ツールみたいなものとか、あとは、ないとは思いますが、虚偽表示に対する緩やかな、罰則にしてみるとちょっと萎縮してしまうのかなと思うので、注意したりとかというぐらいの、きちんとした表示に努めましょうということを仕組みとして用意されていると、すごくいいのかなと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。2点御指摘いただきましたが、今、攻めにもというところでおっしゃったのは、好むと好まざるとにかかわらず、どうしても訴訟をやらざるを得ない場合がありうる、そういう想定も含めての御発言かなと思いました。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。では、木元委員、お願いいたします。

○木元委員 まず、知財の侵害の抑止について御検討いただきまして、ありがとうございます。検討の方向性について、中小企業の立場から意見を申し上げたいと思います。

まず、方向性をお示しいただいた特許表示の機能向上によって、中小企業、スタートアップにおけるクリアランス調査を補助して、侵害抑止の効果が見込まれるという、その議論に関しましては、異論はございません。

一方、商工会議所の調査によりますと、訴訟件数の約半数は中小企業が提訴しております、うち3件に1件は対大企業であるという調査もございます。実際に、今、私がおります印刷業界でございますけれども、ある特殊な技術を持っている印刷業を営む下請の会社では、仕事をもらっている大企業が工場見学に来て、そのノウハウを見て、結局内製化してしまったと。ただ、仕事を多くもらっているのも、なかなかクレームも言えないというような事例も聞いております。

こうした、一部だと思いますけれども、故意的な侵害行為に対しては、やはりこの特許表示の機能向上による侵害抑止効果をさらに補完する制度を御検討いただきたい。包括的な推進の取組が必要かなと。

そこで、商工会議所としましては、昨年から、知財侵害抑止の強化パッケージ、仮称ですけれども、として3つ挙げております。1つ目は、知財取引の実態に関する定期的な調査、また企業名公表の早期の実施、2点目は、知財侵害抑止に資する指針の早期策定、3つ目は、将来における知財侵害行為の抑止に資する制度の策定、これを検討していただきたいということで、特許庁、中小企業庁、公正取引委員会の連携の下、策定、実行いただくということを既に要望しております。

既に検討事項として挙げていただいた実態調査に関しては、ぜひ早期に実施していただくとともに、先ほど申し上げた指針の策定と制度の策定の検討に関しましても、引き続き御検討いただければありがたいと思っています。

同時に、商工会議所としましては、中小企業自らも侵害行為の加害者とならないよう、知財経営リテラシーの向上の活動を図っていきたいと思っております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。今御紹介いただきましたような、いわゆる泣き寝入りの事例があるというの、知的財産権の抑止力が現状ではまだ足りないという御指摘だろうと思います。ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。では、松山委員、まず

お願いいたします。

○松山委員 ありがとうございます。特許表示という話が出てきたのは新しいなと思いながら聞いておりました。アメリカの制度などを想像してしまうと、義務になっていて、特許表示をしないと損害賠償請求にむしろ一定の制限がかかるというイメージがあったのですが、本委員会では、侵害の抑止を図るという今の流れからすると、それとは違うものを目指していることかなと思いながら、今回は頭出しだと思うので、次回以降の具体的な話を見たいなと思いながら聞いておりました。

今後進めるに当たって、諸外国の制度はもちろん御検討されることになると思いますけれども、ぜひ御紹介いただきたいなというところと、例えばアメリカでは、ウェブサイトを使ったバーチャル特許表示というものがあって、1つの製品に幾つか特許がある場合などは、特許が追加になったりとか、期限が切れて終了してしまったものなどを、製品に一々表示するのは難しいので、ウェブサイト上でどんどん更新できるような形になっていると思います。具体的に表示をする場合、どんな表示方法ができるのかという辺りも、各国も含めていろいろ御紹介いただけるといいなと思っております。

あともう一点だけなのですが、特許法上、特許表示の後ろの条文には虚偽表示の禁止という条文があると思いますけれども、例えば、特許期間が満了したりすると、特許表示を外さないと虚偽表示に当たるという理解がされていると思います。そういう観点からも、表示の変更、常に更新できるような形で表示できるような制度にしないと、せっかく一生懸命表示していたら虚偽表示になってしまっていたみたいな話になると困ると思いますので、その辺も含めて御検討、いろいろな事例の紹介をいただけるといいなと思っております。

私からは以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。冒頭おっしゃった、これをつけないことで権利行使を弱めるとか制限するという方向では、恐らく事務局も考えていないし、この場の議論の前提でもあろう。それは御確認いただければと思います。また、表示のやり方についても、いろいろ工夫の余地はあるだろうということもおっしゃっているかと思います。では、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 ありがとうございます。ほかの委員の方々もおっしゃっていましたように、特許表示の機能向上に関する検討をまずは進めていくという方向性に賛成でございます。

ただ、侵害抑止を実効あらしめるためには、特許表示の187条の検討だけではなくて、

特許法の他の規定とリンクをさせて検討していくことも今後必要となる場合もあるのではないかと考えております。

そして、44ページを見ますと、187条のところでは、物の特許発明におけるその物、物の包装と書いてありますが、先程の例えばネットワーク関連発明のような発明ですと、物の包装やその物には特許表示ができないので、現状に合わせた法改正というのは必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。この辺りも全部紙でやっていた時代の名残がまだあるのかなと思いますので、そこのところは一緒に御検討されるものと思います。ネットから、山中委員が御発言を御希望ですので、お願いできますでしょうか。

○山中委員 知的財産協会、山中です。私も、この特許表示の機能向上に対して検討を進めるということについては、全く異存ありません。これは必要だと思います。

ただ、今、皆さんが言われたように、侵害抑止の1つでしかないと思いますので、他の施策も含めて検討する必要があると思います。先ほど、大企業が工場見学に来て、勝手に使ってしまうというお話がありましたが、これは特許法の問題というよりも不競法の問題かと思いますので、どうしたら勝手にアイデアを持っていられないようにするかという点も重要です。全体を見て、特許表示の機能向上はその1つであるとの位置づけであれば問題ないと思います。

また、裁判手続の大変さもあり、なかなか訴訟を起こせない場合もあるかと思いますが、そこも手当も必要だと思います。裁判の中で対象物の認定部分が過小評価されてしまうこともあるかと思いますが、侵害をした場合にいかに痛い目に遭うかを明確にすることが必要だと思います。

知的財産協会は、大企業中小企業もいるため、両方の立場で見る必要があります。特許表示に慣れている会社と慣れていない会社もあります。あまり複雑にしまして、うまくやらなかった場合に、逆に特許権者が不利益になるというのは好ましくありません。あまり複雑にせず、権利と義務のバランスを取りつつ運用し易い形にしていただけると良いと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。ほかに御意見、御質問はいかがでしょう。では、井本委員、お願いいたします。

○井本委員 御説明どうもありがとうございました。私も知財侵害の抑止強化という方向については賛同するものです。その対象として、特許表示にフォーカスを当てて検討していくというところについては、同意をするものでございます。

今後、調査研究もしていただくと御説明がありました。先ほど木元委員から実態の御報告もいただきましたけれども、やはりまずファクトを冷静に集めて、ファクトに基づいて分析することが非常に重要と思っています。

その上で、どういった解決方法が適切かを検討することが必要と考えております。先ほど泣き寝入りの事例もありましたけれども、そういったケースではどのような解決方法が適しているのか、訴訟に進む場合の資金に関する問題がある場合にどのように解決策を設ければよいのかについては、やはりじっくり考えていく必要があるのではないかと思います。

さらに、諸外国の状況も調査していただくということですが、アメリカでは特許表示も進んでいますし、賠償関係も様々な制度があるわけですが、我々が期待しているような効果が米国で既に表れているのかという点も、分析が必要ではないかと思います。

賠償制度については、民法の原則に従った形でお考えいただくことを維持していただくよう求めるものでございます。

先ほど、別の考え方として、攻めといいますか、この特許表示をアピールに使うという観点での御意見もあり、非常によい考え方と思っています。特に中小企業やスタートアップに顕著だと思いますけれども、やはり持たれている技術をアピールするための材料として、特許は非常に使える手段ではないかと思います。こうした点も検討のスコープに入れていただければと思います。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。相良委員、お願いいたします。

○相良委員 皆様がおっしゃられたことと大体重なるのですが、特許表示についてこれから活用を考えていかれるということについては、特に異論はありません。しかしながら、やはりほかの委員もおっしゃっていたとおり、表示だけでは結局、本来的に侵害を抑止するということに必ずしも直接的につながるわけではないかと思いますので、併せて抑止するための施策も考えていただく必要があるのだらうと思っています。

私自身は、やはり最終的な損害額はすごく大事なかなと思っています。ほかの国で訴訟するときと日本で訴訟するときとで、訴訟費用がかかっても、これだけもらえるならば頑張

れるというような、最終的なリターンが、やはり日本とほかの国とで異なっており、日本だとリターンとしての損害賠償額が少ないと感じる部分があります。損害賠償制度についてすぐに大きな改正は難しいと思いますし、懲罰的損害賠償は取りあえず保留ということにはなっているようではありますけれども、諸外国では、懲罰的損害賠償だけではなく、ドイツなど様々な損害賠償制度もあるようですので、損害額をいかに高めていくか、という議論も、もし可能であれば引き続き検討していただけたらありがたいかと、少しずつれてしまっているかもしれないのですが、考えております。

それから、訴訟に関連する話が出ておりますけれども、紛争解決手段として、訴訟以外のADR、例えば知財調停の制度などもあって、本来、中小企業の方たちが比較的費用をかけずに利用していただくことも想定してつくられている制度だと思いますので、ADRの柔軟な活用を促進していく、という辺りも、今後の検討の中で業界全体で考えていけたらいいのではないかと、個人的には思っております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。御指摘のとおり、懲罰賠償というアイデアは随分前から出ておりますけれども、知的財産、あるいは特許の分野においてのみ、従前の日本の法体系と異なる仕組みを取り入れるということについては、慎重な御議論もございまして、なかなか議論が進展しないということが続いております。他方で、故意の侵害と過失の侵害を分けるという考え方は、日本民法全般に通じる考え方としても古くからあるようですので、そういった面を踏まえて、国情と法体系に照らして無理のない仕組み、かつ抑止力の高める仕組みを取り入れていくというのが、今後の方向かなと思います。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これも予定の時刻よりやや早いのですが、本議題についての自由討議は以上とさせていただきます。もちろん、今後また機会があろうかと思えます。

3. 国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について

○玉井委員長 それでは、次に、国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護について、事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○田岡総務課長 それでは、資料の45ページ以降を御説明させていただきます。

46ページをお願いいたします。これまでの経緯と今後の進め方でございます。

実質的に国内の実施行為と認める要件を明文化する方向で検討を深めるに当たり、前回の小委員会では、前々回小委員会にて複数の御意見をいただいた、発明の実施行為の一部が国内の要件を中心に、ユーザーの実情とニーズに合った要件となるように想定事例も交えて検討を行いました。

その結果、発明の技術的効果と経済的効果が共に国内で発現していることという要件に加えて、特許発明の構成要素の一部が国内で実施の要件も採用する方向性について、特に産業界を中心に必要であるとの御意見を多数頂戴いたしました。

他方、それぞれの要件について、さらなる検討を求める御意見もいただいたと認識しております。

今後の進め方についてですが、前回の小委員会開催の2日前の本年3月3日には、本論点と関連性の深いドワング対F C 2事件の最高裁判決が言い渡されており、本論点の検討を進めるに当たり重要な判決であり、参考とすべきと考えられます。

そこで、これまでの検討内容を踏まえて最高裁判決を整理、分析し、今後の議論の方向性を確認するとともに、主な検討事項と留意点を御議論いただきたいと考えております。

それでは、47ページをお願いいたします。ドワング対F C 2事件の経緯についてまとめております。

技術の概要は、以前の小委員会で御紹介しておりますので、省略いたしますが、東京地裁と知財高裁で結論が変わったこともあり、サーバーが米国に存在する点で、日本の特許権を行使できるか、いわゆる属地主義との関係で注目される裁判となりました。そして、プログラムの提供などに該当するかを争った第1事件、システムの生産に該当するかを争った第2事件の両事件共に、最高裁判決では、被疑侵害行為が実質的に我が国の領域内における実施行為に当たると評価でき、特許権の効力が及ぶことが示されました。

なお、御説明は省略いたしますが、最高裁以前の東京地裁と知財高裁における経緯の詳細について、48ページ、49ページに前々回の委員会の資料を参考として再度掲載しております。

それでは、50ページをお願いいたします。最高裁判決について、上段のポイントを御説明いたします。

最高裁判決では、係争対象の事案について、発明の効果と経済的な影響を考慮要素として、被疑侵害者の行為は、実質的に我が国の領域内における実施行為に当たると評価されました。

他方、示された考慮要素は、あくまでもドワンゴ対F C 2事件という個別事案の結論を導くためのものとして言及されており、ほかの事案にまで一般化し得る記載はございません。

このようなポイントを踏まえ、まずは、最高裁判決が明確にした点を確認した上で、明確に示していない点について整理し、最高裁判決後の状況として、ユーザーの懸念・課題を把握するように進めてまいります。

では、最高裁判決が明確にした点について、スライド下段の緑色の枠を御参照ください。

最高裁判決では、記載の2点、具体的には、①被疑侵害行為が、我が国所在の端末において、発明の効果を当然に奏させるようにするものであること、②経済的な影響を及ぼさないというべき事情もうかがわれないこと、この記載の2点が明確になったと考えられます。これらの点につきまして、次のページ以降において、実際の判決文を引用しつつ確認をしてまいりたいと思っております。

51ページをお願いいたします。最高裁判決では、現行法の下でも、サーバーが国外に存在したとしても、実質的に我が国の領域内における実施行為に当たると評価できる場合には、特許権の効力が及ぶことが示されました。

本スライドでは、実際の最高裁判決から根拠となる記載を、第1事件と第2事件で比較できる形で引用しております。第1事件と第2事件とで細かな記載ぶりは異なるところはあるものの、特許法の目的を参酌し、結論を導いている点は、共通しております。

52ページをお願いいたします。また、最高裁判決では、スライドの上段に記載の2つの要素が、実質的に我が国の領域内における実施行為に当たるとの評価における考慮要素となり得る点が示されました。これらの要素は、今まで本委員会で議論されてきました、技術的效果と経済的效果を共に要件として考慮するという方向性と整合的と考えられます。

53ページをお願いいたします。ここまで、実際の最高裁判決文を参照しながら、最高裁判決が明確にした点を確認いたしましたが、他方で、先ほど申し上げたとおり、記載の考慮要素については、ほかの事案にまで一般化し得る記載はございません。そのため、最高裁判決後も、ドワンゴ対F C 2事件と異なる態様の被疑侵害行為については、少なくともスライドの中ほどの枠に記載の3点において不明確な点が残ると考えられます。

すなわち、1点目として、ほかの事案において要素①及び②が、実質的に我が国の領域内における実施行為に当たると評価する際に、どのように考慮されるのかという点。特に要素①及び②が、このような評価において、要件として過不足がないのか、例えば、①、

②は一方のみでもよいのか、①、②以外の考慮要素もあるのかという点が明らかではありません。

2点目として、①の考慮要素について、発明の効果の具体的な認定や、国内で奏されているか否かの判断をどのように行うかが明らかではありません。

3点目として、②の考慮要素について、経済的な影響を及ぼさないというべき事情を最高裁は示していないところ、具体的にどのような事情が該当し得るかが明らかではありません。

こうした点を考え合わせますと、最高裁判決後もドワンゴ対F C 2事件と異なる態様の被疑侵害行為について、権利保護の予見性が低いと考えられます。そこで、以前から存在したユーザーの懸念について、最高裁判決はこれらの懸念を解消し得るか、最高裁判決後の状況を次のページ以降で改めて整理いたします。

54ページをお願いいたします。本論点について、令和元年に本小委員会において議論が開始された後、継続的に検討を進めてきましたが、この過程において聴取されたユーザーの懸念のうち、主なものを（１）から（４）の４つの観点から分類して、スライド中ほどに例示してございます。

前のページに記載した最高裁判決が明確に示していない点を考慮いたしますと、ドワンゴ対F C 2事件と異なる態様の事案においては、依然として、（１）から（３）、特許権者、中小企業・スタートアップ、事業実施者のいずれの立場からの懸念も、最高裁判決後の現在も残っていると考えられます。

また、（４）裁判例の蓄積について、少なくとも事務局では、今後参考になりそうな裁判事案を把握していないこともあり、現時点でネットワーク関連発明に関して、裁判例の蓄積が直ちに期待できる状況にはないのではないかと考えております。

55ページをお願いいたします。こちらのスライドに、さきのページに示した最高裁判決後も解消していないユーザーの懸念を当事者別の視点で整理し、現行制度上の課題として示しております。

すなわち、特許権者の立場からは、ドワンゴ対F C 2事件と異なる態様で事業を行う被疑侵害者から、海外にサーバーを配置している等を主張された場合、現行法に明確な根拠がないため、被疑侵害行為をやめさせるための交渉や訴訟のハードルが高く、結局断念せざるを得ない懸念があります。

また、特許権者の中でも、権利行使というオプションが取りにくく、有形資産に乏しい

中小企業やスタートアップ等にとっては、大きな資産である特許権が行使可能か明確でないと、資金調達など企業活動そのものを阻害するおそれもございます。

さらに、事業実施者の立場から、例えば、日本にサーバーを置いておらず、事業内容が日本向けのサービスでもないときに、たまたま一部のユーザーが日本国内にいる状況などにおいて、日本の特許のクリアランス調査の要否、範囲が不明となる上、クリアランス調査負担も過大となり得ます。また、和解を含め、本来不必要な出費を強いられ得るなど、事業リスクの評価も困難です。

56ページをお願いいたします。今後の議論の方向性についてでございます。御承知のとおり、昨年11月の第50回本小委員会では、実質的に国内の実施行為と認める要件の明文化の検討を進める方向性について、おおむねコンセンサスを得たところでした。他方で、前回の本小委員会において、一部の委員より、最高裁判決が出たことで一度様子を見てよいのではないかと御意見もございました。

しかしながら、本日御説明したとおり、最高裁判決は一定の参考になるものの、あくまで個別の事案に対する判断であり、一般的な要件まで示すものではないため、依然として現行制度には権利保護の予見性についての課題がございます。

したがって、スライドの中ほどに点線で囲っているメリットが期待できることからしても、ユーザーの実情とニーズを踏まえた制度的措置を引き続き検討する意義は依然として大きいと考えられます。

そこで、裁判例の蓄積に長期間が必要となり得ることも踏まえ、本小委員会における今後の議論の方向性として、実質的に国内の実施行為と認められる要件については、最高裁判決が出た現在においても、引き続き制度的措置を念頭に、歩みを止めることなく検討を進めることが適切ではないかと考えております。

57ページをお願いいたします。最後に、御議論いただきたい論点でございます。

本小委員会では、制度的措置を念頭に、実質的に国内と認める要件について検討を進めてまいりましたが、検討の中でいただいたスライドの下の方に記載の留意点、具体的には、特許権の十分な保護とクリアランス負担のバランス、要件の明確性、ネットワーク関連発明の技術進展の速さ、国際調和に留意しつつ、本日整理した最高裁判決の内容も考慮して、制度的措置を念頭に、歩みを止めることなく検討を進めるべきではないかと考えられます。

以上でございます。御意見を賜れば幸いです。事務局からは以上でございます。

○玉井委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護に関する事務局からの御説明に関しまして、御意見、御質問をいただければと思います。やはり本論点は、実際に権利を取得、あるいは行使する、あるいは第三者の立場から事業を実施するユーザーの皆様のニーズと実情を踏まえた議論を行うことが重要であると考えられますので、もし、産業界の皆様からの御意見がありましたら、ぜひ積極的に御発言をお願いできればと思います。いかがでしょうか。井本委員、お願いいたします。

○井本委員 御説明どうもありがとうございました。結論から先に申し上げますと、私は継続して議論するのがよいと考えております。

御説明にもあったとおり、実際に権利侵害になるのか、あるいは持っている特許が活用できるものなのかどうか分からない状況は依然として続いており、これまで議論してきた動機づけとも変わっていないと理解しています。

実際に制度として盛り込むかどうか含めて今後議論し、この場でコンセンサスが得られるような結論が出た場合は法改正に進めばよいと考えております。コンセンサスが得られないのであれば、その時点で改めて考えるという形もあり得ると思いますので、冒頭の通り、継続して議論することでよいのではないかと考えております。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。山中委員から、オンラインで御発言の御希望がありますので、お願いしてよろしいでしょうか。

○山中委員 知的財産協会、山中です。私も、井本委員と同じで、この件については引き続き議論を継続することが重要だと思いますので、賛同いたします。

私ども知財協の中でも、現段階において慎重な意見はありますが、今回の最高裁の判決が一部の観点での話であり、全体を網羅しているものではない点が重要だと思います。

法改正を含めた制度的措置の方向性の検討も、今後さらに深めていく必要があります。しかし、現段階では、「一部」、「経済的効果」、「技術的効果」というキーワードに関して具体的なイメージを持ちづらく、法制度の変化がどのような形になるのかの共通認識が持てない中で議論していると、慎重な意見も出てきていしまいます。今回方向性を示していただく中で、大体の方向のイメージも含めて提示していただけると、議論が深まるのではないかと思います。

引き続き議論を継続するということをよろしくお願いします。

以上です。

○玉井委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、相良委員、よろしいですか。

○相良委員 日弁連の知的センターの中でもこの論点は非常に活発に議論されておりまして、この会に先立って、特許庁の皆様とも意見交換などさせていただきました。46ページのところで、「他方、それぞれの要件について、さらなる検討を求める御意見」というのがあるのですけれども、これが日弁連の知財センターのほうからまさにお願ひした意見でありまして、知財センターの委員の中には、日本だけが特許法にいち早く要件を規定することによって、日本の特許を回避しやすくなり、結果として、かえって日本の特許権だけが弱まる方向に作用するのではないかというのを、すごく懸念している人たちもおります。その要件がより分かりやすい明確なものになればなるほど、そして、要件の数が増えれば増えるほど、回避しやすくなり、権利自体は弱まる面もあり、とりわけ、最高裁でも言及された経済的効果と技術的効果という要件に加えて、その構成要素の一部が国内で実施されている、というような要件を設けましょう、という案については、最高裁の判断以上に特許の権利範囲を狭めることになるのではないかと、といった危機感を持った意見も出ました。

一部要件を明確にすればするだけ、日本の特許が容易に回避できるようなものになってしまうことが懸念される一方、一部要件を、もうちょっと実質的にいろいろ読み込んだ要件として取り入れようとする、今度はクリアランス負担の軽減、要件の明確化という要望と相反する方向に行ってしまいますし、実質的に解釈していくと、技術的効果が国内で発現している、という要件とどこが違うのかというのが分からなくなりそうです。このようなことから、この一部要件については、その要否や内容を慎重に考えたほうがいいのではないかという意見が出ました。

他方、産業界の皆様のクリアランスを容易にしたいという要望がすごく強いというところも理解しておりますので、引き続き、産業界の皆さんの御要望等々をよく理解した上で、日本の特許権が弱まらない方向で、産業界のニーズに応えられるような改正が可能なのかどうかというところを、慎重に検討しましょうということをお願いしたというところです。引き続き検討を続けていくということについて、全く異論はございませんが、最高裁判決が少なくとも一定の方向性を示している現状でもありますので、法改正という次のステップについては、十分な議論を尽くしていきたいと考えております。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。従前から、全部、一部という議論がございまして、やはり一部国内というのは必要なのではないかという御意見は強かったと思います。ただ、その際の懸念としては、似たような法制度を諸外国で採用した場合に、全く関係のない外国の特許権までクリアランスをしなければいけないというのは負担が大過ぎるというユーザーのお声であったかと思います。

それはそれで極めてもっともな御意見かと思いますが、他方で、それを避けるための要件を加えることで日本の特許権が諸外国の特許権と比べて魅力が低いものになるというのは、それまた困るという意見もありうるわけでして、今の御意見は、そういう趣旨であったかと思います。その間の調和点を見出すことができればよいのかなと承ったところでございます。

そういう意味で、今後も、力強く集中的に検討を進めていくことができればなと思います。よろしくお願いいたします。

中尾委員、御意見ございますか。

○中尾委員 御説明ありがとうございました。今回の最高裁の判決の内容も考慮して、さらに検討を進めるということは賛成です。

一般化し得る記載というのはないのですけれども、最高裁は2件とも、被疑侵害者の行為などを全体として見て評価していると思います。この点は参考になるのだろうと思っていまして、例えば57ページの留意点に留意する際に、被疑侵害者の行為などを全体として見た検討というのは有効なのではないかと思っています。

例えば、55ページの事業実施者の残されている課題の検討とかにおいても、細かく細かく検討すると、何台か日本国内で提供されているではないか、だけれども、被疑侵害者の行為を全体として見れば、X国で提供しているのをユーザーがユーザーの意思で日本の端末からアクセスしているだけみたいな話だと、全体として見ると、X国だけで提供しているのではないかと見えることにもなりますから、そういう意味では、最高裁の判決の全体として見てということは、考慮していく上で参考になるのではないかと思います。

以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。松山委員、お願いいたします。

○松山委員 ありがとうございます。私も知財センターの一員であるので、本件に関する議論の場にも参加しており、知財の弁護士たちのいろいろな危機感とかその辺は共有して

おり、日本の特許の権利行使を弱めたくないという思いは、同じところではあります。

玉井委員長が先ほどまとめていただいたように、バランスをどう取っていくかというところにはなるかと思っております、やはりこの議論は長くずっと続いている中で、予測可能性を確保したいというユーザーの声はずっとあり、知財高裁の判決が出たときに、特許庁のほうでアンケートを取り直してもらっても、やはりそのニーズはあったというところをずっと見ておくこともあり、やはり引き続きこの論点を議論していくのがいいのかなというところは、そのように思っております。

この最高裁判決が出て、ちゃんとした議論を始めるのは次回からということで、新たなスタートと言えるような部分も少しあるのかなとは思っております、最高裁判決よりも権利が弱まるようなことはしないほうがいいかなと思っているところ、例えば技術的效果と経済的效果の意味について、本小委員会での定義と最高裁判決では似た表現であるものの同じ位置づけではなかったと思い、また、経済的效果は立証責任も転換されているような判決になっていたと思いますので、その辺は配慮した形で、両方立証責任が特許権者側にあるというような形ではないような方向に進めるか、最高裁判決を踏まえての議論をこれから進めていただくことになるのかなと思っております。

今まで長く議論してきた中で、例えば、解決済みということで当然の前提と整理していた議論で、時間の経過に伴い、前提があまり共通の認識になっていない部分も幾つかあるように思っております。例えば、これはネットワーク関連発明とタイトルにもついており、ネットワーク関連発明に限ったもので、ほかの発明には及ぼさないという前提を、結構前な気がするのですが、確認して進んでいるという状況にあると思うのですが、途中から入られた委員とか、どのぐらいそういう前提を御認識されているかというところもあるように思いますので、もしこの論点を進めるということで次回また始めるということになりましたら、一旦、今まで前提になっていることを整理していただいて、この前提はこれでいいですねというのを確認しながら進めるのがいいかなと思っております。重要な論点だと思いますので、そういったところも緻密に進めていただけるといいのかなと思っております。

私からは以上です。

○玉井委員長 どうもありがとうございます。おっしゃるとおり、ネットワーク関連発明等というのが前提でありますけれども、そこについて仮に法改正などにいたしますと、その考え方が、それ以外の発明についても当然に及んでいくのではないかということもあり

得るわけです。その辺りは皆さんによくお考えいただいて、審議を進めていただければなと思います。

ほかにございませんでしょうか。産業界の方からもしございましたら。ございませんでしょうか。では、杉村委員、お願いいたします。

○杉村委員 御説明どうもありがとうございました。ほかの委員の方々もおっしゃっていますように、今後継続して、最高裁判決の内容も考慮しつつ、検討を進めていくという方向性については、賛成でございます。

その際の留意点として4つ挙げられてますが、特に「要件の明確性」が中心となって、これから議論が進んでいくのではないかと考えているところでございます。

弁護士の先生方からは、権利を弱めないような方向にというご発言があり、もちろんその観点も非常に重要だとは考えております一方で、特許制度の目的の第1条の、「産業の発達」というところに特許は寄与していかなければいけないので、産業界等をはじめ関係者の方々の意見を加味して、どのようにすれば明確になるのか、一定の予見可能性が出るのかという観点で議論を進めていく必要があると思います。

個人的なことになりますけれども、あさってからの国際会議に出席するにあたり、既にこの件に関しましては事前に各国の方から質問もいただいているところで、関心が高いことを感じてます。法改正という面では、日本が率先して法制度をつくっていかないと、他の国が先に法制をつくる可能性もありますので、法改正を視野に入れて検討は進めていただきたいということを希望いたします。よろしくお願いします。

○玉井委員長 ありがとうございます。ぜひ、国際会議では日本の特許権はこれからいよいよ魅力を増していくというふうに御発言をいただければと思いますが、これまで随分と御議論いただいてきましたけれども、大体基本的な方向は一致していて、ただ、予測可能性を確保するということでどのように具体的なことができるのかというところに差異がまだ多少あるのかなと思います。

ほかにございませんでしょうか。オンラインの方でも、産業界の方でも、どなたでもと思いますが。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の御議論は大体尽きたような気もいたします。皆さん不慣れな司会者によく慣れていただいて、タイムキーピングに大変よく御協力いただいているものと思います。それでは、本論点についての自由討議もここまでとさせていただきます。と思います。

それでは、最後に、事務局から今後のスケジュールについて御説明いただけますでし

うか。

○田岡総務課長 本日もたくさんの貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。A I と特許の論点、それから侵害抑止の新しいアジェンダにつきましても、貴重な御意見を賜りましたし、ネットワークにつきましても、基本的には議論を進めさせていただくということで賛同を得て、具体的な要件についてしっかりと議論していこうというような御指摘をいただいたと思っております。事務局としてしっかり受け止めて整理していきたいと思っております。

今回の開催予定時期は、今年の5月から6月頃を予定しております。今回も御議論いただきました、A I 技術の発達を踏まえた特許制度上の適切な対応、それから、国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護につきまして、引き続き論点を整理して、御議論いただくことを想定してございます。あわせて、本小委員会におけるこれまでの議論を簡潔に整理することも行ってまいりたいと想定しております。

事務局からは以上でございます。

閉会

○玉井委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第53回特許制度小委員会を閉会いたします。本日は長時間の御審議、ありがとうございました。